

# 平成24年度

# 年度計画

# 国立大学法人鳥取大学

注

『 (丸付数字) . . . 平成24年度「年度計画」を示す。

『 (四角囲い文字) . . . 中期目標を示す。

『 )』 (片カッコ数字) . . . 中期計画を示す。



# 目 次

<b>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> -----	<b>1</b>
1 教育に関する目標を達成するための措置-----	1
（1）教育内容及び教育の成果に関する目標を達成するための措置-----	1
（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置-----	2
（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置-----	3
2 研究に関する目標を達成するための措置-----	4
（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置-----	4
（2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置-----	5
3 その他の目標を達成するための措置-----	5
（1）社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置-----	5
（2）国際化に関する目標を達成するための措置-----	6
（3）附属病院に関する目標を達成するための措置-----	7
（4）附属学校に関する目標を達成するための措置-----	9
<b>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> -----	<b>9</b>
1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置-----	9
2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置-----	10
<b>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> -----	<b>10</b>
1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置--	10
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置-----	11
（1）人件費の削減-----	11
（2）人件費以外の経費の削減-----	11
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置-----	11
<b>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> -	<b>11</b>
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置-----	11
2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置-----	12
<b>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</b> -----	<b>12</b>
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置-----	12
2 安全管理に関する目標を達成するための措置-----	12
3 法令遵守に関する目標を達成するための措置-----	13
<b>予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</b> -----	<b>13</b>
<b>短期借入金の限度額</b> -----	<b>13</b>
<b>重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</b> -----	<b>13</b>
<b>剰余金の使途</b> -----	<b>13</b>
<b>その他</b> -----	<b>14</b>
1．施設・設備に関する計画-----	14
2．人事に関する計画-----	14
別紙（予算、収支計画及び資金計画）-----	15
別表（学部の学科、研究科の専攻等）-----	18



# 平成24年度 国立大学法人鳥取大学 年度計画

## 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育内容及び教育の成果に関する目標を達成するための措置

豊かな教養と人間性、専門性を備えた人間力の優れた人材を養成する。

- 1) 人間性を豊かにする教養教育を充実するとともに、人間力を高めて、幅広い職業人を養成するために、カリキュラムを不断に見直す。

人間性を豊かにする教養教育の充実に向けて、アンケート調査等を通じて全学共通教育カリキュラムの見直しについて検討する。

幅広い職業人を養成するため、人間力の構成要素がバランスよく身に付くカリキュラムを実施する。

教職実践演習の授業開発を通じて、教員養成カリキュラムの充実を検討する。

- 2) 基礎知識を確実に習得させ、課題発見、問題解決の能力向上のための対策を充実する。  
課題発見、問題解決の能力向上を目指し、大学入門ゼミ、チュートリアル教育、フィールド実習・演習等を実施する。

- 3) 倫理教育、安全教育、環境問題、知的財産、情報セキュリティに関する教育を充実し、高い責任感を有する職業人を養成する。

倫理教育・安全教育・環境問題に関する教育を実施する。

知的財産に精通した職業人を養成するため、知的財産に関連する講義や公開講座等を実施する。

情報倫理と情報セキュリティ等に関する教育を実施する。

- 4) 海外での実践教育を推進し、国際的な課題にも対応できる幅広い人材を養成する。

海外実践教育について、その内容の充実を図るため、参加学生、教員等による評価に基づき、PDCAサイクルの体制を整備する。

- 5) 創造性豊かな優れた研究開発能力を有する高度な専門職業人を養成するため、フィールド教育、海外実践教育、社会の中で学ばせる仕組み等を充実する。

社会の中で学ばせる教育、人と人とのコミュニケーションの大切さを学習する教育及びフィールド教育を実施する。

認定看護師コースの開設等、地域医療人の養成のため、がん専門コメディカル教育等を実施する。

海外の連携機関における教育を通じて、国際的な人材を育成するため、若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム(ITP)等を実施する。

「博士課程教育リーディングプログラム」に申請する等、乾燥地科学分野における高度な人材を養成する仕組みを検討する。

学生の学習意欲や目的意識を高める教育を実施するとともに、社会の要請を踏まえた人材育成に関する教育を推進する。

- 6) 時代に応じた授業科目をカリキュラムに取り入れるなど、学生の学習意欲を高める授業を開講する。

学生の習熟度・達成度に応じた外国語教育や、専門性を考慮した英語教育等を実施する。

地域の再生・活性化に関する講義やフィールド教育を実施する。

学生参加型授業「プレゼンテーションの戦術」を実施し、学生とともに検証する。

全学共通科目「読書ゼミナール」の授業内容の充実に向けて検討を行う。

染色体工学研究センターでは、社会のニーズに即したiPS細胞やES細胞を用いた遺伝子治療、再生医療応用や医薬品開発及び地球規模の食料問題に関する研究に基づく教育を実施する。

- 7) 専門分野での早期体験実習を通じて、各専門分野への関心を高める教育を実施する。  
多様な地域連携教育のあり方について検討する。  
医学部において、新カリキュラムに基づく1年次の早期体験実習について、点検評価を行い教育内容を改善する。
- 8) 産業界、地域社会との連携により、問題解決に向けた交流の場を積極的に活用し、実習、インターンシップ、卒業研究等、学生への教育に反映させる。  
インターンシップやものづくり実践教育を実施する。  
卒業研究発表会の一般公開や各種プロジェクトの学外向け成果発表会等を実施する。  
染色体工学研究センターでは、医療、産業界の要請に基づき、遺伝子治療、再生医療応用等の研究を通じて得られる最新の情報を人材育成に反映する。  
就職意識の高い2・3年生に対象範囲を拡大し、社会貢献や教職への意識を高めるため教育ボランティア事業を実施する。

大学の教育研究理念に即した「知」のみならず、強い「実践的マインド」を有する学生の受け入れ方策を適切に講じる。

- 9) アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実施するため、一般選抜、推薦、AO入試等の多様な選抜方法の見直しを行う。  
入学センターと各学部が連携・協力して、入試に関する要望等を踏まえ、効果的な選抜方法を検討し、実施する。
- 10) 鳥取県内高校生の志願率及び入学率を向上させるため、小・中・高・大学連携を更に推進する。  
受験者側のニーズを反映した進学相談会、大学説明会等を実施する。  
高等学校の模擬授業、模擬実験等の体験学習や出前授業に協力し、高等学校と大学の連携を推進する。
- 11) オープンキャンパスの内容を更に魅力あるものにするとともに、広報誌やホームページにおいて、学生の受け入れに関する情報を充実させる。  
入学志願者確保につながる在学生・教員・職員が協働した魅力的なオープンキャンパス等を実施する。  
「大学案内」を充実させ、受験生、高等学校等に向けて効果的な広報活動を行う。

## (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

大学における教育の質の保証・向上に資するよう制度・組織を見直し、整備・充実する。

- 1) 大学教育支援機構を中心として教育の質を確保し、教育内容等の明確化や厳格な成績評価を学生に周知徹底するため、大学教育支援機構を充実する。  
各学部及び他の教育機関との連携推進とともに、組織の体制を見直す等、大学教育支援機構を充実する取組を行う。
- 2) 学士課程教育に関する三つの基本方針（学位授与、教育課程の編成と実施、入学者の受入れ）に沿って、学部・研究科の教育の質の向上を推進する。  
三つの基本方針の見直しに伴い、シラバスの改善等について検討を行う。
- 3) 教育センターを中心に、学生による授業評価の結果を授業改善に反映させるための取組を促進するとともに、教員相互の授業評価と学生の意見を取り入れたFDを実施し、教育の質を保証する体制を整備する。  
平成22年度に見直しを行った学生に対する「授業アンケート」を引き続き実施し、

授業改善の迅速化に向け、その効果を検証する。

平成23年度に導入した「録画で授業改善！」等の新しい手法を取り入れたFD研修会等を実施する。

- 4) 社会情勢並びに教育研究活動に対する社会的ニーズを踏まえた特色ある教育を実施するため、教育研究組織を再編・整備する。

自己点検評価等に基づき、学科・専攻等の改組・定員変更、女性教員の雇用につながる支援対策について検討する。

学際融合型の新研究科の設置について検討を行う。

**学生の学習効果を向上させるため、教育・学習環境を整備・充実する。**

- 5) 附属図書館、総合メディア基盤センター等を活用して、教育に必要な設備、図書館資料、情報ネットワーク等の整備を推進し、教育・学習環境を充実する。

学術資料整備計画の基本方針に基づき学生用図書・電子ジャーナル等の図書館資料を整備するとともに、利用者のニーズに合った講習会等の開催、医学図書館改修等による利用環境の整備を行う。

情報ネットワークやソフトウェア等の教育・学習環境を整備する。

- 6) 国内の国公立大学との連携を促進し、各大学の教育研究資源を有効に活用する。特に、獣医学教育においては、岐阜大学との教育課程の共同実施を目指す。

岐阜大学と共同獣医学科の設置を目指し、各種準備を行う。

「明治大学・鳥取大学連携推進協議会」の方針に基づき、明治大学と協力して教育連携活動を行う。

連合農学研究科では、全国6連合農学研究科(18構成大学)との連携を強化し、幅広い教育を実施する。

生命機能研究支援センターでは、国内の国公立大学等と連携し、全国的な技術講習会や安全研修会を実施する。

中国・四国地区10大学による大学間連携プロジェクト「里山フィールド演習」等により、他大学と連携し相互の教育・研究資源を活用する。

### **(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置**

**大学生活における総合的な学生支援を行うため、学生に対する経済的支援、相談体制等を充実する。**

- 1) 教職員が連携し、学生に対する学習・生活・就職等のきめ細かな相談・指導が実施できるよう、ハラスメント防止を含めた体制を強化する。

心身の疾患や障害のある学生に対する支援等、学習・生活・就職相談の機能を強化し、学生に対する総合的な支援を行う。

学生相談員、ハラスメント相談員等に対する研修会の実施及び最新情報を共有化することで、関係組織間との連携体制を強化する。

- 2) 学部生や大学院生に対する奨学金制度等による経済的支援を充実する。

授業料免除や奨学金制度等により、学部・大学院学生に対して経済的な支援の拡充を検討する。

- 3) 課外活動支援制度及び学生相談員制度などを充実する。

理事とサークルとの意見交換会に基づいた施設の計画的整備等を行い、課外活動を支援する。

学生相談員による相談、ホームページ上や窓口での「なんでも相談」により、学生のような問題に対応する。

- 4) 保健管理センターを中心に、健康教育及び健康相談を充実させ、きめ細かい健康管理の活動を支援する。

学生・教職員に対し、各種健康診断及び健康相談、講演会・セミナー等の健康教育を行う。

体系的なキャリア教育を充実するとともに、就職支援を強化する。

5) キャリア支援組織体制を強化し、社会人、職業人として自立できる能力を養成するキャリア教育を充実する。

キャリア教育を強化するため、キャリア支援体制の充実や、インターンシップによる学生の派遣を行う。

教職を目指す学生に対し、教職相談活動やゼミナール等を実施するとともに、自発的な学びの仲間づくりを支援するために教職学習室の環境を整備する。

専門的知識を活かせる社会人を養成するため、学生の資格取得を支援する。

6) 学生への就職支援情報の提供機能を強化するとともに、就職ガイダンス等を充実する。

学内外で開催される就職説明会等への参加支援及び就職支援情報の提供を行う。

就職ガイダンスやOB・OGによる就職セミナーの開催、留学生に特化した就職支援活動を行う。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

基礎的、萌芽的分野の育成を図りつつ、本学の特色ある分野については、世界最高水準の研究を推進する。

1) 本学の特性を生かした多様な学術研究機能を充実できるよう、教員の自由な発想に基づく基礎的、萌芽的研究を推進するための研究環境を整備する。

鳥取大学学術研究推進戦略に基づき、研究環境整備を図るため、学内設備の共同利用の促進及び技術講習会に取り組む。

各部局での研究活動、各種研究成果発表、公開シンポジウム等への支援を行う。

研究環境の整備及び研究支援体制の強化の一環として、技術系職員の再編・統合を図り、技術部を設立する。

2) 選択と集中により乾燥地科学、菌類きのこ資源科学、染色体工学、人獣共通感染症等の環境及びライフサイエンスに特化した学際的研究プロジェクトを育成する。

乾燥地研究センターでは、「共同利用・共同研究拠点」として、乾燥地科学分野の研究プロジェクトを推進する。

グローバルCOE等に基づき、菌類きのこ資源科学分野の研究を推進し、社会に貢献する。

染色体工学・再生医療、人獣共通感染症等の学際的研究プロジェクトを推進する。

学際的研究プロジェクトにおいて、国際会議等で国内外の研究者との交流を促進し、研究情報ネットワークを充実する。

地域社会や産業界の課題解決に向けた研究を推進するとともに、その研究成果を広く社会へ還元することにより、持続性のある生存環境社会の構築に寄与する。

3) 地域社会や産業界等が抱える諸課題の解決に向けて、自治体、学外の関係諸機関等との共同研究を積極的に実施するとともに、自治体、経済団体等からの要請にも積極的に対応する。

産学・地域連携推進機構を中心に、自治体・関係諸機関等との会議等の開催、地域の社会的ニーズの把握、研究者とのマッチングを実施する。

自治体・関係諸機関等と連携し、「とっとりバイオフィロントピア」を始めとするプロジェクトや産官学で構成する各種研究会等の活動を支援し、共同研究等を推進する。

4) シーズ発表会、学会活動及びホームページの活用等、各種広報手段を通じて、研究成

果を広く社会へ還元する。

シンポジウム、学会活動、ホームページ等を活用して、研究成果を情報発信する。産官学交流事業の充実に向けて、鳥取県内をはじめ、各地でシーズ発表会、ビジネス交流会等を実施する。

「とっとりネットワークシステム(TNS)」の活動を支援し、研究者と技術者の交流を推進する。

## (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

優秀な研究者を広く国内外に求めることにより、国際的競争力をもった卓越した研究拠点を形成する。

1) 学術研究推進戦略に基づき選択と集中により本学の特性を活かした環境とライフサイエンス等の学際的研究分野を重点的に推進する研究拠点を形成する。

異分野融合研究支援の育成支援事業に基づき、異分野融合研究プロジェクトを推進する。

鳥取県との連携により整備した「とっとりバイオフィロンティア」を活用し、染色体工学研究を推進する。

菌類きのご遺伝資源研究センターでは、グローバルCOE終了以降のグランドデザインを作成する。

研究拠点形成に関する行動計画を見直し、具体的な支援のあり方を検討する。

2) 優秀な人材を確保するため国際公募を導入するとともに、ポスドク等の若手研究者を積極的に登用する。

若手研究者を対象としたテニュアトラック制の導入に向けて検討を開始する。

産学・地域連携推進機構では、ポスドクなどの若手研究者の多様なキャリアパスの構築のため、リサーチ・アドミニストレーター養成などの教育プログラムを実施する。

3) グローバルCOEプログラム等大型の研究プロジェクト組織を充実させ、研究拠点活動を強化する。

大型の研究プロジェクトを推進するため、国内外の研究機関との連携や人的交流を活発化させる。

最高水準の研究を推進できる環境を整備・充実する。

4) 設備マスタープランに基づく全国および全学共同利用の研究設備の優先的導入、支援スタッフの充実など研究支援体制を充実する。

設備マスタープランに基づき、研究機器の計画的導入や設備等の全学有効利用を実施し、技術支援体制を充実する。

5) 研究の進展と社会の要請に応じ、研究組織の見直し等を行うとともに、国内外の研究機関との連携を強化する。

工学部附属地域安全工学センターの新設等、研究組織の見直し、国内外の研究機関と連携を行う。

## 3 その他の目標を達成するための措置

### (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

国、地方自治体、民間団体、さらに他の高等教育機関等との連携を強化し、産官学連携機能を強化する。

1) 産学・地域連携推進機構を窓口として、全学的な産官学連携推進体制を強化する。

産業界からのニーズと本学の研究シーズを効果的に結び付けるため、産学・地域連携推進機構における組織体制の充実を図る。

- 2) 産学・地域連携推進機構を中心に、本学の教育研究の成果を積極的に広報活動を行うとともに、民間企業との共同研究の推進や大学発ベンチャーの育成支援を実施する。  
東京、大阪の学外オフィスを活用するなど、民間企業等の関係諸機関に対する広報活動の実施や、産学交流に関する各種行事やイベントを行う。  
コーディネーターのネットワークや産学・地域連携推進室連絡会の積極的利用等を通じて、産官学連携により教育研究成果の情報共有化を図る。  
大学発ベンチャーに対し、本学施設の利用や育成に関する支援を行う。  
鳥取大学の研究成果を社会に還元するため、鳥取大学研究成果リポジトリの内容を充実させる。
- 3) 研究を通じて創出された知的財産を効果的に技術移転する活動を展開する。  
知的財産に関する新技術説明会等の開催や企業に対する広報活動、他機関とのネットワークを利用した知的財産権の活用を推進する。

**地域のニーズを的確に把握し、地域の知の拠点として社会貢献機能を強化する。**

- 4) 少子・高齢化や過疎化等、地域社会の諸課題の解決に資するため、本学の知を結集し、地域の活性化を推進する活動を積極的に実施する。  
地元自治体と連携するとともに、鳥取大学・日南町地域活性化教育研究センターの活用等を通じ、地域貢献支援事業を推進する。  
人口減少・高齢化社会、過疎問題、地域再生等の地域の課題解決に向けた新たなシステムの確立等の取組を実施する。  
鳥取県や医師会等と連携し、地域での疾病の早期発見や予防への取組を実施する。  
連携協定を締結している明治大学との地域貢献分野での交流を実施する。
- 5) 地域社会や住民のニーズに応えたりカレント教育、生涯学習、公開講座、出前講座及び各種研修会等を企画し、実施する。  
地域住民等に対し講演会、大学開放事業、公開講座、出前講座等を企画・実施する。  
地域の図書館等との連携を活かしたサービスや、研修等を実施する。  
鳥取県内の看護師の継続就労に関わる要因に関する調査及び、看護師養成施設で勤務する看護教員の育成事業を行う。

**地域の人材育成を推進するとともに、地域教育や地域文化の振興に貢献する。**

- 6) 社会人の大学院入学を促進するとともに、次世代の子どもたちをはじめ地域住民に対し質の高いものづくり等、科学技術の知識と技能を提供する。  
社会人の大学院入学を促進するための取組を行う。  
「ものづくり道場」を拠点にしたイベントや、科学技術に関する講習会等を実施する。
- 7) 鳥取県並びに市町村教育委員会と連携し地域教育の充実を支援するとともに、地域学部附属芸術文化センターを中心に地域の芸術文化の振興に貢献する。  
地元教育委員会等と連携し、現職教員、保育士等の教育関係者への各種研修会を開催する。  
地域の芸術文化の振興に資する講演会、演奏会、作品発表会等を実施する。

## **(2) 国際化に関する目標を達成するための措置**

**教育、研究及び社会貢献に係る大学の国際化を強化する。**

- 1) 海外拠点、国際戦略本部等の組織・機能を充実し、国際的な教育・研究活動への支援と危機管理能力を強化するとともに、大学情報の多言語化を推進する。  
海外教育・研究拠点との学術・学生交流活動を強化するため、平成23年度に設置した国際交流専門委員会を中心として「鳥取大学フェア」等の、国際化推進活動を企画する。

学生等の海外での語学研修や、教職員の海外派遣等により、国際的な教育・研究活動を実施する。

国際交流に関する危機管理能力を強化するため、海外安全セミナー等を実施する。  
大学情報の多言語化を推進し、ホームページ等での情報提供を行う。

- 2) 外国人教員による語学教育、英語による授業科目、教職員を対象とした英語、中国語、韓国語、スペイン語の研修を充実・強化する。

外国人教員による語学教育を充実・評価する。

英語による授業科目の開講や、学生のための語学強化コースを充実・評価する。

国際化に対応し、教職員を対象とした英語、中国語、韓国語、スペイン語の語学研修を実施する。

- 3) 地域の行政機関、教育機関等との連携を一層強化し、地域社会の特徴を活かした国際交流活動を実施する。

地域の教育機関・国際交流団体等と連携し、北東アジア地域大学教授協議会を主催する等、国際理解教育・国際交流事業を企画・実施する。

留学生受入、日本人学生派遣及び教職員の相互交流等、教育研究活動に関連した国際交流活動及び国際協力事業を充実する。

- 4) 留学生30万人計画に沿った留学生の受入れを拡大するため、修学及び生活支援等の留学生を支援する体制の一元化等、留学生受入のための環境を整備・充実する。

優秀な留学生を確保するため、国内外の留学フェアへの参加、留学ガイダンスの実施等を行う。

「留学生サポートデスク」等を通じて、留学生に対する学習・生活支援、情報提供等を行う。

附属図書館・国際交流スペース等に対し、留学生のための図書等を整備する。

- 5) 日本人学生及び教職員の派遣を拡大するため、語学力の強化プログラムや留学ガイダンス等の充実、及び国際共同研究情報の広報活動を強化する。

語学強化コースプログラムの見直しを行うとともに、留学ガイダンスを実施する。

国際的な共同研究情報を把握するため、全学的な取りまとめが行えるシステム作りを検討する。

- 6) 学術交流協定校等との連携を一層強化し、短期留学プログラムを構築するとともに、ダブルディグリー、文化体験プログラム等、本学の特徴を活かした交流プログラムを充実・拡大する。

学生の海外派遣・留学を促進し支援するために、学術交流協定校との過去3年間の活動実績を自己点検・評価し、今後の活動計画について検討する。

学術交流協定校等との短期留学プログラムを実施し、修士課程レベルでのダブルディグリープログラムの受入準備を行う。

文化体験プログラム等の国際交流プログラムを実施する。

- 7) 持続性ある地球環境を維持保全するため、主として開発途上国の人材育成や各種技術協力を、(独)国際協力機構(JICA)等の国際支援機関と連携し推進する。

(独)国際協力機構(JICA)との連携による集団研修を実施する。

### (3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

高度な医療人の養成を行うとともに、良質な医師及び医療従事者を確保し、医療の質を向上させ、地域医療に貢献する。

- 1) 臨床教育・実習の充実及び医療の質の向上のため、卒前教育及び卒後初期・後期臨床研修並びに総合診療や生涯教育のための体制を充実する。

卒前教育において、学生のクリニカルクラークシップの内容を各診療科で検討の上、

そのプログラムを見直す。

模擬患者会の協力のもと、卒前におけるコミュニケーション能力、問診能力向上のための教育を実施する。

シミュレーションセンターを設置し、卒前教育、卒後教育、生涯教育において活用する。

卒後初期研修における研修医の処遇を改善するとともに、臨床技能向上のための取組を実施する。

地域医療に貢献できる医師を養成するため、初期臨床研修における総合診療の教育研修を実施する。

2) 地域が求める医師及び医療従事者を養成するための教育・研修を充実する。

専門医及び認定医等の資格を取得するため、医師、看護師、薬剤師、コメディカル職員等の教育研修等を充実する。

近隣の地域医療従事者を対象に講演会等を開催し、地域医療従事者の教育・研修を充実する。

トランスレーショナル・リサーチ（基礎研究の臨床応用）を展開するとともに、先進医療の研究開発を推進する。

3) 臨床研究経費を拡充するとともに、施設・設備等の基盤を整備するなど、臨床研究支援体制を充実して、先端医療技術の開発を推進する。

先端医療技術を開発するための施設・設備を整備し、必要な研究経費及び支援体制を充実する。

大学病院の業務に専念できる環境を整備する。

4) 多様な人事制度と働きがいのある職場環境による、柔軟で機動的な管理体制を構築する。

働きがいのある職場とするため、女性医師等の就業継続及び復職支援の推進等職場環境の改善に努めるとともに、柔軟な雇用形態について検討する。

機動的な組織の構築を検討する。

5) 医師・看護師及び医療従事者の業務実績等の評価に基づいて人員の適正配置を行い、環境の改善を行う。

医師・看護師及び医療従事者の業務実績等の評価に基づいた人員の適正配置を行う。

近隣の医療機関等との交流を促進する。

医師の業務負担軽減対策として、医師の事務作業及び検査・測定等を支援するメディカルクラークの配置を推進する。

病院の社会的責任を果たし、患者中心の安全・安心で効率的な病院運営を実践する。

6) 患者本位の安全・安心な質の高い医療を実践するため、病院長のリーダーシップのもと、人材・資金・施設設備などを効率的に活用する。

患者サービスの向上のため、各種医療相談機能の整備、患者受入体制の充実、広報の充実、患者学習支援等のアメニティの充実を推進する。

病院経営における診療実績及び貢献度を評価し、インセンティブ経費として配分する。

病院施設設備の効率的な整備を実施する。

病院の健全経営を行うため、薬品・医療材料の在庫削減、固定経費の節減等を推進する。

7) 地域関連医療機関との連携推進と地域が求める医療体制を充実する。

第3次救急に十分対応できるよう、救命救急センターのスペースを拡充し、救命救急病棟を移転する。

高次感染症センターの病棟の新設を計画する。

低侵襲外科センターを整備する。

地域関連医療機関との連携強化のため、医療福祉支援センターを充実する。

診療機能を充実するため、ICUの増床、手術室の増室を計画する。

鳥取県の周産期医療を維持するために、総合周産期母子医療センター新生児部門を拡充、移転する。

鳥取県、鳥取県西部広域行政管理組合と連携し、ドクターカー導入を検討する。

新たな患者獲得を目的とした100万人医療圏ラウンドを実施する。

#### (4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

大学附属としての附属学校の特性を活かし、全学体制による研究の推進と先導的な教育を実践し、大学への成果の還元を図る。

1) 本学が保有する大学の資源を活用し、附属学校の新たな展開と活用に取り組む。

附属学校において大学が保有する様々な資源を活用した教育を実践する。

附属学校教員の資質・能力向上を図るため、本学大学院において研修を実施する。

海外の姉妹校等との交流を推進する。

2) 幼児から社会人までを対象とした「生涯にわたる教育」の共同研究体制を構築し、附属学校等を活用して発達科学研究等の研究を推進する。

各附属学校園の教員の相互乗り入れによる授業や合同研修会等を実施する。

大学教員と附属学校教員との連携により、発達科学研究やその他の共同研究を実施する。

3) 附属学校部運営委員会の機能充実等を通じて、全学的なマネジメント体制を充実させる。

各学部の教員が参加する附属学校部運営委員会等を開催し、各学校園の機能を強化する。

全学体制による開放制の教員養成の特色を活かし、複数学部等の学生等による学際的な教育実習の場を形成する。

4) 全学の教員で組織する教育実習委員会を中心に教育実習を計画し、教員免許の取得を希望する各学部の学生の教育実習を行う。

教員免許の取得を希望する学生の教育実習を実施するとともに、教育実習の実施方法等について検討する。

地域の教育委員会等との連携のもと、地域教育の「モデル校」としての機能を強化する。

5) 地域運営協議会(仮称)の設置や地域の教育委員会等との連絡窓口の設置等を通じて、地域との連携を強化する。

地域運営協議会(仮称)の設置準備や、教育相談や子育て支援に関する取組を実施する。

6) 現職教員の免許更新講習の実践、研修カリキュラムの開発等に附属学校を活用する。

現職教員の免許更新講習として、授業実践に反映させる力を身につけることを目的に、新たに附属小学校を活用した授業実践演習を行う。

#### 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

社会が大学に求めるニーズに的確に対応するため、学長のリーダーシップが機動的・戦略的に発揮できるよう大学運営体制を強化する。

1) 学長を中心とした運営体制を機動的・戦略的なものとするため、諸会議の効率化を推進するとともに、部局等の連携体制を強化する。

学長を中心に組織した企画戦略会議やその他全学的諸会議を開催し、機動的・戦略的な大学運営を進める。

電子会議システムの試験運用、各種情報システム等の活用により、効率的な会議運営を行う。

- 2) 予算編成については基本方針を明確にし、学長等裁量による予算及び定員の確保、情報技術革新等を通じて、戦略的活動を推進する。

平成24年度学内予算編成方針に基づき、重点的・効率的な予算配分を行い、学長のリーダーシップの下、全学的視点に立った戦略的活動を推進する。

学長管理定数の柔軟な配置を継続するとともに、配置済みの学長管理定数についてその必要性を評価する。

「鳥取大学高度情報化推進構想」に基づき、情報基盤を整備し業務の情報化及び戦略的な情報活用を推進する。

職員の技術・経験等を活かした人員配置、勤務形態、人材育成等により教育研究支援機能を充実する。

- 3) 短時間勤務制度の活用等による多様な働き方を工夫するとともに、研修を充実させ職員の能力向上を促進する。

育児短時間勤務制度、育児支援に関する制度等の周知を図るため、男女共同参画推進室等で啓発活動を行う。

職員の専門性の向上のための研修及び階層別研修制度を整備し、実施する。

- 4) 職員の能力開発等に活用するため、職員の人事評価システムをより効果的に行えるよう整備する。

事務・技術系職員人事評価制度の改善について検討する。

- 5) 教育研究支援機能を充実するため、技術系職員の資格取得の促進、専門的研修の充実等の具体策を講じる。

技術系職員の資質向上のため、専門的研修の実施や派遣を行う。

共同利用・共同研究拠点として認定を受けた研究施設の体制を強化する。

- 6) 共同利用・共同研究拠点（乾燥地科学拠点）として認定された施設としての機能を適切に果たすため、乾燥地研究センターの組織等を整備する。

「共同利用・共同研究拠点」としての機能を適切に果たすため、乾燥地植物資源バンクの整備を開始する。

## 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

業務の更なる見直し等により、機能的な業務運営を行う。

- 1) 業務内容を更に見直し、事務の簡素化、業務の外部委託、事務の電子化等を通じて機能的な業務運営を行う。

事務改善の検討や業務の外部委託等の見直しを行う。

情報システム全体の最適化を通じて電子情報を活用する。

## 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

大学運営の一層の充実のため、競争的資金等による自己収入の獲得増を目指す。

- 1) 競争的資金等の公募情報の収集、外部資金獲得につながる研究成果の広報活動等を推進する。

外部資金獲得等に向けて、関係するデータベースを構築し、学内における情報共有を進める。

2) 企業シーズ等の情報収集システムを構築して、共同研究、受託研究を増加させるとともに、知的財産を活用して外部資金を積極的に獲得する。

外部資金等を獲得するためホームページ等を活用して、研究成果に関する広報活動を行う。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

### (1) 人件費の削減

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

1) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

平成23年度まで実施した人件費削減の趣旨を踏まえ、引き続き人件費の削減に努力する。

### (2) 人件費以外の経費の削減

管理的経費の削減に向けた計画的な取り組みを推進する。

1) 業務の外部委託、事務の効率化、光熱水量の節減等の管理的経費の削減に向けた取り組みを検証し、新たな削減方策を検討して実施に移す。

全学経費削減推進会議において取りまとめた「平成24年度経費削減に向けての取り組み等について」に基づき、大学経費削減推進会議・病院経費削減推進会議等が中心となって、全学的な経費削減活動を行う。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

健全な大学経営を行うため、資産の正確な実態把握に基づき、効率的・効果的に運用する。

1) 資産(土地・建物・設備・資金)について、全学的視点に立った効率的・効果的な運用・管理を行う。

土地・建物全般及び設備について利用状況の調査を実施し、未利用・非効率資産の洗い出し及び減損の有無を把握し、当該資産の運用管理を行う。

余裕金の効率的な運用を行う。

## 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己点検・評価等に係る体制の充実及び評価方法等の改善を通じて、効果的な評価を目指す。

1) 自己点検・評価活動等を組織的・継続的に実施し、結果を大学運営等の改善に資するとともに、社会に向けて公開する。

自己点検・評価を実施し、評価結果を大学運営の改善に活用し、鳥取大学ホームページ等において、報告書や評価結果等を公開する。

2) 大学評価室の機能向上と部局等との連携を強化するとともに、大学情報をデータベース化し評価に活用する情報システムを構築する。

鳥取大学管理運営データベースの活用や評価担当者説明会の開催等により、評価業

務を推進する。

- 3) 教員の業績評価システムの整備を進め、評価結果を教育研究活動等に積極的に活用する。

教員個人業績評価システムを改善し、教員の個人業績評価の活動を推進する。

## 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

大学のブランドイメージを高めるために、大学に関する情報の戦略的・効果的な発信等を行う。

- 1) 卒業生に対する大学情報発信等の体制を構築する。  
全学的な同窓会（鳥取大学学友会）のホームページ等を活用し、卒業生に様々な大学情報の提供や情報収集を行う。
- 2) マスメディアを活用し、大学の持つ知的資源、教育研究成果を広く社会に公開する。  
「鳥取大学の広報に関する基本方針」に基づき、広報センターを活用した一般向け企画展示等の地域交流イベントを企画・実施し、マスコミを通じ一般に周知する。  
国際交流センターのホームページを中心に留学情報、国際交流情報の提供を充実させ、対外的な広報を促進する。

## その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

大学の理念に基づき、教育研究等の推進及び人間力の涵養に資するため、施設設備の計画的な整備を進め、また、管理を充実させて効率的活用を推進する。

- 1) 経営戦略を反映させた全学的な施設整備構想に基づき、適正な施設設備の維持及び整備を行う。  
「鳥取大学キャンパスマスタープラン2010」に基づき、整備を推進する。  
主要な施設の維持管理に必要なライフサイクルコストを、今後の建物修繕計画案作成のために算出する。
- 2) 補助金以外の資金活用を含めた、新たな手法による施設整備（学生寮など）を推進する。  
インフラ整備のために、学内ESCOの手法導入について検討する。
- 3) 施設の利用状況に関する実態調査等を実施し、効率的な活用を行う。  
年次計画に基づき、施設の有効活用調査の実施及び前年度調査結果（医学部）を踏まえ、スペースの有効利用のための改善を行う。

学生や職員のアメニティに配慮した質の高いキャンパス環境の整備を推進する。

- 4) キャンパスアメニティ、緑地環境に配慮した施設整備を推進するとともに、環境マネジメントの実践により快適なキャンパス作りを推進する。  
快適なキャンパス作りを目的とした、緑地管理や環境に配慮した活動を推進する。

### 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

安全なキャンパスの構築に向け、施設及び環境整備を推進し、危機管理体制を充実する。

- 1) 危機管理マニュアル等の見直しを行い、危機管理体制を充実する。  
BCPの検討、危機管理マニュアル等に対するフォローアップを引き続き行う。
- 2) 耐震性の向上、地域社会に開かれたユニバーサルデザイン化、防犯設備の充実等を通じて、安全安心な施設整備を推進する。  
非構造部材の耐震性能調査を実施するとともに、防犯対策設備計画及びユニバーサルデザイン計画に基づく整備を推進する。

職員及び学生等の安全衛生等に関する意識啓発、快適な教育研究・労働環境の確保等により安全衛生管理を充実し、災害等を防止する。

3) 職員や学生等に対する安全衛生の講習会、実地訓練等の安全教育を実施する。

安全衛生に関する研修等、安全教育を実施する。

4) 衛生管理者等の有資格者の養成と適切な配置を行うとともに、危険有害業務の実施状況を把握し、リスク軽減のための方策を講じる。

計画的に衛生管理者を養成し、安全衛生管理体制の整備を進める。

職場巡視、作業環境測定、危険有害業務の実施状況調査を行い、それらの結果を踏まえた適切な安全衛生管理を行う。

情報セキュリティを高め、情報管理を徹底する。

5) 情報セキュリティポリシーに基づき、研修会、監査等を通じて、情報セキュリティを強化する。

情報セキュリティポリシーを見直す等、全学的な情報セキュリティ対策を継続し、利用者に対する研修を実施する。

### 3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

研究に関連する法令等を遵守し、体制を整備・充実するとともに、研究費等の適切な執行を行う。

1) 研究費等の不正使用防止体制による内部牽制機能等を検証するとともに、不正防止の研修会、説明会等を実施し、研究費の適切な執行を行う。

研究費等の不正使用防止のための説明会やアンケート調査を実施する。

2) 遺伝子組換え実験、動物実験、アイソトープ実験の関連法令等を遵守するための全学的体制を充実させる。

生命機能研究支援センターと各安全委員会が連携し、遺伝子組換え実験、動物実験、アイソトープ実験等の安全管理に関する教育訓練等を実施する。

### 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

#### 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

2.8 億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

#### 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1) 附属病院施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の敷地及び建物について、担保に供する。

#### 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## その他

### 1. 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
・(医病)基幹・環境整備 (空調設備等)	総額 1,418	施設整備費補助金 (800)
・(医病)基幹・環境整備 (空調設備等更新)		長期借入金 (567)
・(米子)基幹・環境整備 (自家発電設備)		国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (51)
・(米子)総合研究棟改修 (医学系)		
・(米子)図書館改修		
・小規模改修		

(注1) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

### 2. 人事に関する計画

- 1) 常勤職員数(任期付職員を除く) 1,980人
- 2) 任期付職員数 60人
- 3) 人件費総額見込み(退職手当は除く) 15,721百万円
- 4) 学長のリーダーシップのもと、組織の活性化を図るため、学長管理定数を確保し柔軟に配置する。
- 5) 学長裁量による人件費枠の確保、運用の方法について検討する。
- 6) 女性教員の雇用促進に向けた取組として、本学の現状の分析を行い、課題の洗い出しを行う。
- 7) 公明性及び透明性に配慮し、原則公募により教員の採用を行う。
- 8) 職員の能力開発、専門性の向上のための研修を整備、充実するとともに、自己啓発を奨励する。
- 9) 他の国立大学法人、地方公共団体、民間企業等との人事交流を行う。
- 10) 評価委評価委員会を中心に、教員の業績評価について、評価結果のより効果的な活用方法や、そのための評価の実施方法等について検討する。また、教員の業績に関して、評価の基礎データとなる情報の一元化及び社会へ向けた公表等を効率的に行えるシステムの構築について検討する。
- 11) 平成17年度に自己目標の設定、職員面談等を取り入れて新たに導入した事務・技術職員人事評価制度について、より適切な評価、インセンティブ付与への活用が一層しやすくなるよう検討を行う。

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成24年度 予算

(単位 : 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	11,310
施設整備費補助金	800
補助金等収入	108
国立大学財務・経営センター施設費交付金	51
自己収入	22,027
授業料、入学料及び検定料収入	3,658
附属病院収入	17,949
雑収入	420
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,456
長期借入金	567
目的積立金取崩	1,189
前中期目標期間繰越積立金	112
計	37,620
支出	
業務費	32,517
教育研究経費	14,958
診療経費	17,559
施設整備費	1,418
補助金等	108
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,456
長期借入金償還金	2,121
計	37,620

[ 人件費の見積り ]

期間中総額 15,721 百万円 を支出する。(退職手当は除く)

## 2. 収支計画

### 平成24年度 収支計画

(単位：百万円)

区	分	金額
費用の部		34,649
經常費用		34,649
業務費		31,033
教育研究経費		3,828
診療経費		9,091
受託研究経費等		1,003
役員人件費		260
教員人件費		8,623
職員人件費		8,228
一般管理費		674
財務費用	償還金の利息446+リース資産支払利息17	463
減価償却費		2,479
臨時損失		0
収益の部		35,535
經常収益		35,535
運営費交付金収益		10,755
授業料収益		3,240
入学料収益		457
検定料収益		115
施設費収益		113
補助金等収益		72
附属病院収益		17,949
受託研究等収益		1,003
寄附金収益		419
資産見返運営費交付金等戻入		411
資産見返寄附金戻入		123
資産見返補助金等戻入		454
資産見返物品受贈額戻入	承継物品の減価償却額	3
財務収益	受け取り利息	8
雑益	予算の雑収入-財務収益	413
臨時利益		0
純利益		886
目的積立金取崩益		133
前中期目標期間繰越積立金取崩		0
総利益		1,019

注) 総利益(1,019百万円)には、附属病院における借入金返済額(建物、診療機器等の整備のための借入金)が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

### 3. 資金計画

#### 平成24年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	68,727
業務活動による支出	31,239
投資活動による支出	33,361
財務活動による支出	2,771
翌年度への繰越金	1,356
資金収入	68,727
業務活動による収入	34,901
運営費交付金による収入	11,310
授業料・入学金及び検定料による収入	3,658
附属病院収入	17,949
受託研究等収入	1,003
補助金等収入	108
寄附金収入	453
その他の収入	420
投資活動による収入	30,602
施設費による収入	851
その他の収入	29,751
財務活動による収入	567
前年度よりの繰越金	2,657

別表（学部・学科、研究科の専攻等）

地域学部	地域政策学科	196人
	地域教育学科	196人
	地域文化学科	192人
	地域環境学科	176人
医学部	医学科	565人
	（うち医師養成に係る分野	565人）
	生命科学科	160人
	保健学科	510人
工学部	機械工学科	260人
	知能情報工学科	240人
	電気電子工学科	260人
	物質工学科	240人
	生物応用工学科	160人
	土木工学科	240人
	社会開発システム工学科	240人
	応用数理工学科	160人
農学部	生物資源環境学科	800人
	獣医学科	210人
	（うち獣医師養成に係る分野	210人）
地域学研究科	地域創造専攻	30人
	（うち修士課程	30人）
	地域教育専攻	30人
	（うち修士課程	30人）
医学系研究科	医学専攻	158人
	（うち博士課程	158人）
	生命科学専攻	35人
	（うち修士課程	20人）
	（うち博士課程	15人）
	機能再生医科学専攻	43人
	（うち修士課程	22人）
	（うち博士課程	21人）
保健学専攻	40人	
（うち修士課程	28人）	
（うち博士課程	12人）	
臨床心理学専攻	12人	
（うち修士課程	12人）	

工学研究科	機械宇宙工学専攻	96人
	(うち修士課程 78人)	
	(うち博士課程 18人)	
	情報エレクトロニクス専攻	108人
	(うち修士課程 90人)	
	(うち博士課程 18人)	
	化学・生物応用工学専攻	72人
	(うち修士課程 60人)	
	(うち博士課程 12人)	
	社会基盤工学専攻	93人
	(うち修士課程 78人)	
	(うち博士課程 15人)	
農学研究科	フィールド生産科学専攻	50人
	(うち修士課程 50人)	
	生命資源科学専攻	42人
	(うち修士課程 42人)	
	国際乾燥地科学専攻	30人
	(うち修士課程 30人)	
連合農学研究科	生物生産科学専攻	18人
	(うち博士課程 18人)	
	生物環境科学専攻	12人
	(うち博士課程 12人)	
	生物資源科学専攻	12人
	(うち博士課程 12人)	
	国際乾燥地科学専攻	9人
	(うち博士課程 9人)	
附属小学校	470人	学級数 12
附属中学校	480人	学級数 12
附属特別支援学校	60人	学級数 9
附属幼稚園	130人	学級数 5